

## 6. ドナー：プロセスを支援するための資源の提供

ドナーは、マルチセクター協力の枠組み及び制度づくりに貢献すると同時に具体的なプログラムやプロジェクトの実施に必要な資金を提供することが求められる。大規模な資源を投入することができるということは、同時にそれだけHIV/AIDS対策に大きな影響力を及ぼすことが可能であるということでもある。ドナーが認識する必要があるのは、NGOや大衆組織のHIV/AIDSプログラムと、二国間・多国間援助のインフラプロジェクトなどの一環として行われるプロジェクトを組み合わせることで相乗効果が生まれることである。以下に資金提供の際の重点分野や資金の配分方法・ルートを決定する際に考慮すべき事項を述べる。

- (1) HIV/AIDSの分野に対する支援金額の拡大が効果の拡大につながるよう、ドナー同士のコーディネーションを強化する。HIV/AIDS分野の関係者を集め、支援会議を年二回設定し、その年の成果や問題点などを話し合う会議と次年度の資源の配分を協議する会議を実施することが考えられる。<sup>51</sup> 国際機関や二国間援助機関同士の連携を行う立場にいるUNAIDSはドナーのコーディネーションをより効果的に行うことが求められる。さらに、資金提供のための支援スキームはそれぞれ対象やメカニズムが異なるため、ドナーはこれらの資源の有効活用を促進するために実施機関や団体に対して十分な説明を行っていくことが不可欠である。
- (2) プログラムなどを実施していく際、適切なパートナー機関・団体を選定する。資源の一極集中化が起きNADCPなどの調整機関の仕事量が増大しないよう、ドナーやNGOなどの実施機関は政府組織の機関がそれぞれどのような役割を任されており、どの程度のキャパシティーを保持しているかを十分理解した上でカウンターパートを選ぶ必要がある。その際、プログラムやプロジェクトの内容によりNASBなどと相談し、適切なレベル（国家、省、など）の協力主体を選定することが考えられる。
- (3) インフラなどの大規模事業において、労働者を対象とした効果的なHIV/AIDS対策の実施が保証されるよう、制度を整備する。道路や橋などの建設時のみならず建設終了後のHIV/AIDS問題に関する社会経済調査をプロジェクト形成調査やフィージビリティ調査の段階から実施することが必要不可欠といえる。コンサルタントや建設業者が実際にHIV/AIDS対策に乗り出すことを保証するために、入札の請負見積書に重点項目として挙げ、実施においては請負契約そ

<sup>51</sup> 現存のHIV/AIDSグループ会合やHIV/AIDS連絡会議が適切でない場合、新たなシステムを設置する必要がある。

のものにHIV/AIDSに関する条項を盛り込む必要がある。一般的に競争入札の場合、入札者が提示する予算も大きな判断要素となるが、これに影響を与えぬよう、競争の対象とならない必須項目の中にHIV/AIDS対策の規模（金額）を明記しておくことも考えられる。契約には受注側がどのような責任を負うことを求められているのか詳細を述べ、プロジェクト実施期間中、労働者の予防やケアなどHIV/AIDS対策に対し企業が具体的にどの程度時間や資金などの資源を配分すべきかを明確に示さなければならない。さらに、受注側自身がHIV/AIDS対策を施すキャパシティーを持ち合わせていない場合、どのような機関や団体の協力を仰ぐべきか指導することが効果的であろう。さらに重要なのは、受注側が実際にHIV/AIDS対策を規定どおり実施しているかをモニタリングし、していない場合に罰則を課すなど、厳守を促す制度を設けることである。契約履行の管理を任されるコンサルティング会社がPACやPHCなどと協力して、HIV/AIDS分野の対策が適切に行われているかを確認し、状況を改善するための処置をドナーや政府に報告することが考えられる。現地及び外国企業の労働法適用をモニタリングし、強制執行の権限を持つDOLISAとの協力も不可欠である。

## 第二節 プログラム・プロジェクト内容についての提案

現在実施中のプログラムを見ると、必ずしも全体的な計画の基で行われている訳ではなく、規模も限定されている場合が多い。そこで、HIV/AIDS問題に包括的に対応するためには十分な調整を行うことが不可欠である。また、関連セクター間で協力を維持、強化または開発することは、プログラムの成功の鍵となる。従ってここでは公共・民間セクターにおける関係者の任務を検討し、パートナーシップによるプロジェクト実施の提案を行う。

ここに提示されるプロジェクト案は、それぞれビジネス セクターの中でも業種により企業形態及び労働環境などは大きく異なることを鑑み、詳細なニーズ調査にもとづき適切な形で実施される必要がある。

## 1. プログラムの枠組み

	内 容	指 標
上位目標	ベトナム国の労働者の生活の質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の健康改善</li> <li>・労働者の社会生活改善</li> <li>・労働者の経済状態改善</li> </ul>
目 標	1. 労働者間の新たなHIV感染を防ぐ 2. HIV感染者の身体的/社会的/経済的状況を改善する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・STD/HIV感染率の減少</li> <li>・エイズ患者の症状の緩和</li> <li>・HIV感染者の社会的環境の改善（地域・労働現場）</li> <li>・HIV感染者の職を保障</li> </ul>
成 果	1.1 労働者が安全な性交渉を行う 1.2 非感染労働者が医療サービスを利用する 2.1 HIV感染労働者が医療サービスを利用する 2.2 HIV感染労働者が権利を主張できる（労働現場における法的保護について） 2.3 HIV感染労働者が労働現場で受け入れられる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンドーム使用を含めた安全な性交渉の実践</li> <li>・労働者（非感染者）の医療・カウンセリングサービス利用回数</li> <li>・労働者（感染者）の医療・カウンセリングサービス利用回数</li> <li>・企業による労働法やガイドラインの不適用の際、労働者が政府/大衆組織へ訴える</li> <li>・HIV感染者が職場で受け入れられ、差別を感じない</li> </ul>
活 動	1.1 非感染労働者にHIV/AIDS予防の知識と技術を提供する 1.2 非感染労働者に信頼できるSTD/HIV予防/カウンセリングを提供する 2.1 HIV感染労働者に治療とケアサービスを提供する 2.2 HIV感染労働者に労働現場で経済的保障の制度を設ける 2.3 HIV/AIDSに関する社会活動を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トレーニングの実施回数</li> <li>・参加人数</li> <li>・知識の増加</li> <li>・技術の向上</li> <li>・サービスの種類と回数（e.g. 予防プログラム、治療センター、カウンセリングセンター）</li> <li>・提供される保健医療サービスの種類と回数</li> <li>・法的保護（e.g. 解雇等の方針）</li> <li>・HIV感染者への偏見を無くすための社会活動の種類と開催回数</li> </ul>

## 2. 戦 略

プログラムの目的を達成するための戦略を以下に述べる。

- ① 政府、ビジネス、NGO及びドナーからの技術支援や資金援助を効果的に組み合わせる制度を構築する
- ② ビジネス セクターのHIV/AIDS予防に関する法律、政府布告、規則や政策を改善するために、国及び省政府のキャパシティーを強化する
- ③ 企業やVCCIなどのビジネス グループと戦略的連携を組み、HIV/AIDS対策を実行する際の

費用及びその効果（利益）を明確にする

- ④ 対象者のニーズを考慮に入れた効果的で革新的なプロジェクトのアプローチを確立し、適用する
- ⑤ HIV/AIDS対策の企画・実行に関し、工場労働者や建設業労働者などそれぞれ労働者グループに合った適切なアプローチをとる
- ⑥ HIV/AIDS対策プロジェクトを広範に実施していく為に、継続的なモニタリングと評価を行い、必要に応じてモデルの戦略、内容、手法などを改善する

### 3. プログラム要素

上記のプログラムの枠組みと戦略に沿い、計画・実行されるいくつかのプロジェクト要素が想定される。これらの要素は総合的に実施されることが理想ではあるが、個々のプロジェクトとして又は組み合わせて実施することも可能である。

#### (1) ビジネス セクターにおけるHIV/AIDS対策の法律的枠組み

##### ① 論理的な枠組み

目 的	活 動	指 標	前提条件
労働者のHIV/AIDS予防と健康改善に関する制度の整備	ビジネスセクターにおけるHIV/AIDS予防と管理に関する政府布告を発展させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 政府布告改善案が作成される</li> <li>- 政府布告が発令される</li> <li>- 政府布告がビジネス セクター及び個々の企業に受け入れられ、適用される</li> </ul>	政策の大幅な変更がない
	政府布告を実施する為のガイドラインを開発し、適用を促す	<ul style="list-style-type: none"> <li>- ガイドラインが開発される</li> <li>- ガイドラインがビジネス セクターに普及し、企業により適用される</li> </ul>	市場の下落や経済不況が起きない
	現在の法律のもとにモニタリングと評価システムを確立する	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 全国規模のモニタリングシステムが構築され、機能する</li> <li>- プログラムが企業内で実行され、そしてモニタリング・評価される</li> <li>- プロジェクト実施による教訓が全国的に、そして国際的に全ての関係者に共有される</li> </ul>	政策の大幅な変更がない

## ② 方法論

ビジネス セクターにおけるHIV/AIDS予防と管理を強化するために、既存の政府布告をさらに発展させ、布告に基づいて具体的なガイドラインを作成する必要がある。その際、以下の項目を含むことが考えられる。

- HIV/AIDS予防と管理に関する明確なインセンティブとペナルティーの説明
- HIV/AIDS対策に関する技術的支援や資金のアクセス手段
- MOFによる予防プログラムの企業コスト負担処置（国営企業対象）

ビジネス セクターにおいて政府布告とガイドラインの普及を促進するためには、モニタリング・評価システムが制度化されなくてはならない。また、これは政府と大衆組織との協力により行われることが望ましい。

## ③ 実行団体とその任務

ヴェトナム国政府の指導の下で以下の実施団体が実行する：

- NADPCは政府布告とガイドラインの原案を国民議会に提出する
- NASBは政府布告とガイドラインを具体化し公布するプロセスに携わり、モニタリング・評価システムに参加する者を選任する
- PACは政府布告の開発とビジネス セクターにおける適用を推進する
- 大衆組織は、労働者や地域社会に対する政府布告の適用を促進する他、モニタリング・評価システムに参加する
- NGOはビジネス セクターでのプログラム経験を基に、政府布告とガイドラインの実施状況のフィードバックや経験に基づいた提言をNADPCに行う

## 特記事項

政府布告やガイドラインは、現在実施されているまたは今後実施される労働者対象のHIV/AIDSプログラムの効果を促進するものである。さらに、労働者の中でももっとも感染の危険性が高い立場にあると想定される移動労働者に焦点をあてた具体的なガイドラインが不可欠となる。

このプログラムを実施する際、出来るだけ多くの政府意思決定機関の参加が得られることが望ましい。ヴェトナム国政府はHIV/AIDS政策を発表し、またいくつかの政府布告を発令し、国の最高機関（共産党、国民議会と全国陸軍）の協力を得、HIV/AIDS対策に積極的

に取り組んできた。また、一般市民においても政府やマスメディアの影響により関心が高まってきている。さらにいくつかのNGOは労働者に対するHIV/AIDS対策に実験的に取り組んでいる。上記のことから、今こそビジネス セクターにおけるHIV/AIDSに関する政府布告とガイドラインの発展と普及に適した時期であるといえる。

## (2) HIV/AIDS予防とケアのための企業との連携

### ① 論理的な枠組み

目的	活動	指標	前提条件
持続可能なHIV/AIDS計画を実行するためのビジネス セクター協力体制の整備	VBMAをよりニーズに合った組織に改革し、強化する	VBMAが効果的に機能しており、企業のより広範な参加が得られる	VBMAの存立に関し、VCCIが支援を継続する
	VBMAを省や地区レベルで設立し、ネットワーク及び活動を広げる	3地区のVBMA及び省レベルのVBMA組織が立ち上がり、機能する	PACなどの支援が得られる
	プログラム実行のためにモニタリングと評価システムを構築する	モニタリング評価システムが設立され機能する	NADPCなどからの支援が得られる
	ビジネス セクターにおけるHIV/AIDS対策のための技術的指導を行う組織を設立する	効果的な技術的指導が行われる	NA
	プログラム活動とマネージメントについて地域・県レベルのVBMA職員に対してトレーニングを行う	プログラムが効果的にVBMAによって管理される	NA
	国内および海外における、ビジネス セクターのHIV/AIDS対策の経験を共有する	VBMAがHIV/AIDSプログラム実行のために必要な最新の知識と技術をもつ	市場の下落や経済不況が起きない

### ② 方法論

ヴィエトナム企業HIV/AIDS対策組織（VBMA）はVCCIにおいて最近設立された組織である。HIV/AIDS対策の観点からは、この組織に現在含まれていないハイリスク行動グループ（性産業従事者など）やエイズ感染者に対するプログラムなどを組み込むことが重要である。

省や地区レベルにおいては、工業化の速度やその影響の度合いに応じてVBMAの支部が設立される必要がある。ハノイ、ハイフォン、ホーチミン市など大規模建設プロジェクトが行われているいくつかの地域が適した場所と考えられる。

さらに、VBMAとは別にビジネス セクターにおけるHIV/AIDSプログラムの調整や助言を

行う機能を持つ支援組織が設立される必要がある。この組織は保健省、NADPC、PACなどの政府関係者、婦人連合などの大衆組織、そしてNGOなどの民間団体から構成される事が想定される。

### ③ 実行団体とその任務

VCCIが主導的役割を担う。

- VCCIはVBMAを管轄するという点から、制度の整備及びVBMAの能力強化をはかる
- NASBは環境整備の観点から企業の取り組み及びビジネス セクターあがての対策を支援する
- PACなどは、省レベルのVBMAの立ち上げ及び強化を行う。

### 特記事項

VCCIは基本的に企業会員制となっているが、特に移動労働者を雇用している企業、または労働者を供給している下請け会社などの代表者の積極的参加が不可欠である。

VCCI内に設置されたVBMAは、ビジネス セクターにおけるHIV/AIDS対策を調整する役割を担う可能性のある組織であると考えられる。ここで前提となるのは、VBMAの使命が提案内容と整合性がとれているということである。また、ごく最近設立されたばかりであるため、組織構造やシステムが未だ十分に構築され完全に機能しているとは言えない。そこで、上記の提案に挙げられた役割を果たすことができるかはさらに検討する余地がある。

## (3) 企業の経営者・管理者によるHIV/AIDS対策イニシアティブ

### ① 論理的な枠組

要素	活動	指標	前提条件
企業におけるHIV/AIDS予防と管理を効果的かつ継続的なものとする	企業がHIV/AIDS予防活動におけるリーダーシップを発揮するよう促す	ビジネス セクターにおいてHIV/AIDSに対する認識が向上する	市場の下落や経済不況により企業が経営不振に陥らない
	企業がHIVに関するの規則や活動計画を積極的に立案する環境をつくる	HIV/AIDSに関する政策が立案され、管理者により適用される	政策の大幅な変更がない
	国内および国際レベルにおいてビジネスセクターにおけるHIV/AIDS対策が効果をなしている事が認識されるような奨励金制度を設ける	優良ビジネスが国内的・国際的に認められる	NA

## ② 方法論

企業に対しHIV/AIDS対策の必要性を認識させることは従業員をHIV/AIDSから守るための条件といえる。ヴェトナム国における企業管理者の認識不足を考えると、管理者レベルを対象にした対策を講じる必要性は明らかである。ワークショップ、フォーラム、スタディーツアー、マスメディアを含め、最新の情報を多角的に提供できるような支援体制を構築することは有用である。管理者層に知識を与えるだけでなく、それを実行に移す方法についても指導が必要だと考えられる。企業のHIV/AIDS規則や活動計画づくりの支援はその良い例である。

## ③ 実行団体とその任務

上記のプロジェクトには出来るだけ多くの関係者が参加することがふさわしい。以下それぞれの任務について説明する。

- NASBはHIV/AIDSに関する企業規則を作成することを促し、そのプロセスや結果に関して中央政府に報告する
- VCCIとNGOは、ビジネスに対しHIV/AIDS対策の経済的効果を企業に訴え、企業の経営者・管理者の間で公式や非公式な形でHIV/AIDSに関する認識を高める
- NADPCとVCCIはHIV/AIDSに関する企業方針を作成する支援をし、それぞれの企業に浸透させ、さらにこれらのモニタリングや評価に携わる
- 企業はプログラムの実施経験や教訓及び成功例を他企業に紹介し、また政府布告やガイドラインの実践とフィードバックを行う

## 特記事項

ビジネス セクターにおけるHIV/AIDS対策の優良企業に対し奨励制度を設けるのは、意欲を高める点でも効果的だといえる。VBMAによる企業に対するHIV/AIDS対策支援制度が起動にのった段階で、会費と技術指導料により費用をカバーすることが可能となり、持続的に発展することが期待できる。

#### (4) 行動改善活動に関する物資・技術的サポート

##### ① 枠組み

目的	活動	指標	前提条件
労働者に対するHIV/AIDS予防プログラムや治療サービスの質的向上	企業に対しHIV/AIDS予防に必要な情報提供を行う	KAPの改善	市場の下落や経済不況により企業が経営不振に陥らない
	企業においてHIV/AIDSプログラムを実行する為の資機材（コンドーム、教育資材など）を提供する	資機材の整備、施設の改善	
	企業がHIV/AIDSプログラムを計画・実行するための専門的なサポートを行う（管理や会計を含め）	効果的なプログラムが開発・実行される	
	企業におけるHIV/AIDSプログラムのモニタリング・評価を支援		

##### ② 方法論

このプロジェクトの柱となるのはIEC活動と物資援助である。IECはその地域の文化や特殊事情などに配慮し、最も効果的かつ先進的な手法を取り入れ、ニーズの高い労働者を対象に実施されるべきである。NGOや大衆組織がこれらの手法についてすでに経験を積み始めている。これらの団体がプロジェクトの運営に関わる事が重要である。

行動変化を促すためにはコンドームやSTD治療薬のような物的資源も必要である。これらの物資の供給は適切に行われるべきである。CARE Viet Nam、Population Council、FHIの経験を活かし、コンドーム配布運動はコンドーム使用の普及を図る。DKTによって行われている安価コンドーム供給活動も拡大していくべきである。

##### ③ 実行団体とその任務

- NADPCは人的物的資源を起動させ、ビジネス セクターにおけるHIV/AIDS予防とケアのためモデルの普及をはかる
- VCCIは企業やNGO、他の専門機関及び関係政府機関との連携を強化する
- 企業はプロジェクトを実行するための専属スタッフを従事させ、技術的サポートによりモニタリング・評価システムを構築し、それが制度化された時点で自らが運営の責任を引き受ける

- 大衆組織（労働組合、青年同盟）は、企業の管理者にHIV/AIDSプロジェクト企画実施のノウハウを移転し、モニタリング・評価システムの設立を支援する
- NGOは関係者に対し職場でのHIV/AIDSに関しトレーニングを行い、NGOの経験に基づいたモデルを導入する

#### ④ 実施モデル

職場及びコミュニティーにおける労働者向けのHIV/AIDSのプロジェクトは、企業の業種や労働者の性質により、それぞれ異なったモデルを活用することが望ましい。以下、モデル別に、指導的役割を担う実施主体及びプロジェクトの具体的活動内容を述べる。

##### a. HIV/AIDS予防のための工場ベースモデル案

実施者：工場の管理者が指導的役割を担い、労働組合と青年同盟、婦人連合と協力実施  
 活動：ピア教育を通じたIEC活動、HIV/AIDS認識キャンペーン、試供コンドーム配布サービス、STDに関する医療サービスや紹介システムの制度化

##### b. HIV/AIDS予防のための建設現場ベースモデル

実施者：PAC及び地区・企業の労働組合や青年同盟、HIV/AIDS専門機関、他の地域組織  
 活動：アウトリーチ活動・ピア教育を通じたIEC活動、HIV/AIDS意識向上キャンペーン、労働現場でのコンドーム入手サービス、労働現場付近のSTD治療サービス（地方保健施設・民間診療所）

##### c. HIV/AIDS予防のための労働現場とコミュニティー共同モデル

実施者：企業内での労働組合や地域の青年同盟、婦人連合、HIV/AIDS専門機関  
 活動：IEC活動、HIV/AIDS認識キャンペーン、労働現場でのコンドーム配布サービス、STD治療サービス（地方保健施設・民間診療所）

##### d. エイズ感染者のための労働現場・コミュニティー共同モデル

実施者：企業の管理者、労働現場における保健・医療・ケア施設関係者、労働組合、青年同盟、婦人連合、地域指導者  
 活動：質の高い上記サービスの提供、コミュニティーにおける仲間同士の助け合いグループ（例：ホーチミン市におけるFriend to Friend Clubの設立、差別をなくすためのIEC活動）

e. 他のグループ（性産業従事者など）を含むモデル

実施者：地域で生活している婦人連合、青年同盟、PAC

活動：IECキャンペーンあるいはピア教育、効果測定、KAP改善活動

#### 特記事項

第二章で述べたとおり、感染の危険性が高い行動を取る傾向のある、建設労働者やその他の出稼ぎ労働者に焦点を当てプロジェクトを実行する必要がある。そこで、HIV/AIDS対策のモデルにおいて主に移動労働者を対象としたb. モデルを優先して実施するべきである。

さらに、労働者と接触する機会の多い性産業従事者をプログラムの対象に含める、又はそのようなプログラムと連携をとる必要があると思われる。これらのグループに対し予防などに関する情報を提供し、スキルを習得させることで、自らの予防対策とともに労働者の行動改善を促すようにすることが効果的であろう。

### **第三節 関係者のキャパシティー ビルディング**

#### **1. キャパシティー ビルディングの枠組み**

##### (1) 人材のキャパシティー

実際にマルチセクター協力の枠組みが構築され機能するか、また具体的プログラム・プロジェクトが実行に移され効果をあげるかどうかは関係者のキャパシティーによって決まる。ここで重要なことは、個々が技術的なキャパシティーを身につけるだけでなく、包括的見地からHIV/AIDS問題に共同で対処するキャパシティーを身につけることである。

##### (2) 資金のキャパシティー

適切な人材を雇い、トレーニングを実施し、プログラムの開発と実行を通してキャパシティーを拡大させることには全て資金が必要となる。しかし、多額の資金投与は必ずしも良い効果を生むわけではない。進行中の活動に種々の要素を取り入れることにより、費用の節約は可能である。また、現在行われている活動の内容や手法を変更することにより必要経費が削減されることもある。

### (3) 資機材と設備のキャパシティー

本報告書の提案の大部分が人材と財源に焦点を合せているが、資機材と設備の整備や改善によりプロジェクト・プログラムがより効果を発揮する場合が多い。しかしながら、物質的資源の多くがすでに通常の技術協力プロジェクトを通して提供されている。そこで、ここで提示するマルチセクターの協力スキームを通してさらに資機材の供給を行うよりも、むしろ効率的に既存のプロジェクトとうまく連携することが求められる。

## 2. 戦 略

- (1) 適切なレベルのキャパシティー ビルディングを行い、直接的及び間接的なキャパシティー ビルディング・アプローチを合わせる。キャパシティー ビルディングはすべてのレベルで行う必要はなく、最も効果的な対象に焦点をあてることが重要となる。
- (2) トレーニングだけではなく、関係者をプログラムの計画や実行のプロセスに巻き込む。単なるトレーニングの講習ではマルチセクター アプローチ及びセクター間協力の必然性は実感されず、またコーディネーションの能力を養うことは困難である。
- (3) アドボカシー、コミュニケーション、管理、計画、モニタリング・評価に関するノウハウを総合して育成する。過去のトレーニングの多くは主に技術的な局面に重点を置いてきた。企業の中で個別のプログラムを行うことは比較的容易と思われるが、他企業に成功モデルを適応すること、さらにビジネス セクター全体で協力して効果をあげることを考えると、技術的側面だけでは不十分である。
- (4) HIV/AIDS予防とケアに従事するスタッフの数を増やす。企業においてHIV/AIDS対策にかかわるスタッフは、コミットメント不足が問題ではなく、むしろプログラムなどに費やすことのできる時間が足りないといえる。スタッフ数の増加は現行のスタッフのキャパシティー ビルディングと合わせて行うべきである。
- (5) HIV/AIDS予防と治療に関する最新の情報を提供する。HIV/AIDSの世界的広がりや医療技術の発展が急速に進む中、HIV/AIDSについての最新の情報が頻繁に更新される必要がある。正確な情報が包括的に提供されることも同様に重要な課題である。

- (6) 医療センターや企業内の保健センターにおける設備を改善する。ここで留意すべきことは、資機材の拡充や設備の改善そのものが大切なのではなく、総合的な保健医療サービスが提供されることに焦点が当てられるべきだということである。

### 3. キャパシティー ビルディングの要素

ここでは前節のプログラム・プロジェクト案で挙げた活動を実施する際に必要と思われるキャパシティーに焦点をあて、強化すべき分野を列挙する。ニーズは関係者によって異なるため、トレーニングや対応能力強化イニシアティブの開発及び実施の前には、それぞれに合った適切な支援内容及び方法を十分検討することが不可欠となる。

#### (1) ビジネス セクターにおけるHIV/AIDS関連法及び制度の整備

NADPC :

- HIV/AIDS政府布告及びガイドラインの作成に際し、法律専門家による技術指導

DOLISA :

- 奨励・罰則制度及び厳守のモニタリング システムの開発と整備のためNGOやビジネス グループによる技術協力

大衆組織 :

- 労働者の権利保護に関するモニタリング及び報告制度の立ち上げに関するNGOからの支援

#### (2) HIV/AIDS予防のためのビジネス連携

VBMA :

- VBMA設立・強化のための政策、システムや規定などに関するVCCIやNACによる技術協力
- HIV/AIDS予防の戦略やHIV/AIDSプログラムの企画や管理に関するNGOからの技術協力

#### (3) 企業の経営者・管理者によるHIV/AIDSイニシアティブ

NASB :

- 企業向けのHIV/AIDS関連政府布告やガイドラインなどの作成案のためのNGOによる技術協力

VCCI：

- 企業の成功例や実践による教訓をまとめ、他企業に紹介する際のNGOによる支援

ビジネス・企業：

- 個々の企業レベルで方針や活動計画を作成する際のPACやNGOからの技術協力

#### (4) 行動改善活動に関する物資・技術的サポート

ビジネス・企業：

- 先進的かつ効果的なIEC手法などを開発し適用するためのNGOや大衆組織、PACによる技術支援
- プログラムなどの進行や成果などをモニタリングするシステム構築のためのNGOや大衆組織による支援
- コンドーム、視聴覚器材などIEC資材、及び治療薬などのハードの面での支援

## 第五章 日本のODAによる 労働者におけるHIV/AIDS予防及びケアの支援策

2000年の7月、九州・沖縄サミットで日本政府は世界に向けて「沖縄感染症対策イニシアティブ」(IDI)を発表した。これは、日本政府が貧困対策を支援していく中で感染症を重点課題として位置付け、今後一層真剣に取り組んでいく姿勢を示したものだといえる。IDIの声明の中では、市民団体、ドナー国、国際組織、現地・国際NGOなどと協力していくことの重要性がうたわれている。そのフォローアップの一環として、沖縄で同年12月に「感染症対策沖縄国際会議」が開催され、G8の指導のもとで、保健医療に関係する数々の機関や団体が感染症についてさまざまなテーマに関し討議し、今後の方向性を議論する場となった。

日本のヴェトナム国に対する支援を考える際、日本政府や援助実施機関の過去の実績や展望、及びヴェトナム国政府の意向を考慮し重点項目を選定する必要がある。日本政府はこれまでHIV/AIDS検査機器や医療機器、IEC資材やコンドームなど、資器材の提供や設備の改善などに力を入れて、ヴェトナム国のHIV/AIDS対策に協力してきた。しかし、これらの資器材を有効に活用し労働者の保健・医療及びケアのサービスを向上させるためには、キャパシティービルディングと組み合わせることで相乗効果を最大限に引き出すことが重要である。そこで、まず前章に挙げた4つ目の要素「行動改善活動に関する物資・技術的サポート」を日本政府の支援の根幹とすることを提案する。また、このプログラムは企業における労働者の健康管理(HIV/AIDSを含む)や安全に関する対策などと無関係に実施することは考えられないため、同時に3つ目に挙げた要素「企業の経営者・管理者によるHIV/AIDS対策イニシアティブ」と合わせて実施することが効果的だと思われる。

さらに、ヴェトナム国における最大ドナーである日本政府が取り組むべき課題として挙げられるのは、二国間援助で実施される大規模インフラプロジェクトなどにおけるHIV/AIDS対応策である。HIV/AIDSに対する配慮措置は、プロジェクト発掘・形成の初期の段階からプロジェクト終了後までの流れの中で取られることが重要だといえる。HIV/AIDS対策を盛り込んだ契約文書や関連プロセスを通して同国を支援することが有効である。

具体的な支援方法については、日本政府は、既存の支援スキーム及び新たに設立されたスキームを活用することで機関や団体によるHIV/AIDSなど感染症の対策を支援していくことが期待される。現在の二国間援助スキームの下では、小規模草の根無償、JICAの開発福祉事業、JICAの開

発パートナー事業、JICAの小規模パートナー事業が考えられる。さらに、国連など多国間援助の機関を通しての支援は、国連の人間の安全保障基金、世界銀行の日本社会開発基金、アジア開発銀行の日本基金などが挙げられる。これら以外に、現行の制度のもとでは大規模な資金をNGOなどに直接提供することは困難であるが、外務省（無償資金援助）、JICA（技術協力）、JBICなどの機関と協力し、枠外で実験的にプロジェクトを行い、実績をつくることも必要だと思われる。

## 第一節 支援スキームの概要

### 1. 日本大使館／外務省草の根無償資金協力（GGP）

- GGPは116カ国の在開発途上国及びパレスチナ<sup>52</sup>の大使館を通じ、草の根レベルの社会経済開発を促進することを目的とする。特に次の分野の基本的ニーズに重点が置かれる。プライマリーヘルスケア、初等教育、貧困救済、福祉、環境（開発と女性に関する活動を含むプロジェクトも優先される）。ベトナム国は対象国に含まれている。
- GGPは資機材などの援助が主であり、原則として設備の改善などのプロジェクトを支援する。また、次の予算項目は助成対象に含まれない。1）スタッフ給与、2）燃料、3）交通費及び日当、4）消耗品、5）土地の買取及び貸出、6）その他組織の事務的及び運営費用。技術協力及び助言のための外部専門家雇用費用は対象となる。GGPは徐々にケース・バイ・ケースでセミナーや出版物にも資金援助をするようになりつつある。

### 2. JICA 開発福祉 プロジェクト

- 本スキームはコミュニティー開発、老人・障害者・児童福祉援助、健康及び衛生改善、女性のエンパワーメント、生活環境改善、能力開発、そして地域産業育成といった分野のプロジェクトを対象としている。ベトナム国は対象国リストに入っており昨年からの援助を受けている。
- 次の予算項目は対象に含まれる。1）セミナー及び訓練、2）建設及び設備の整備、3）調査、モニタリング及び評価、4）設備、用具及び備品、5）車、事務所のレンタル、6）スタッフ給与、7）技術提供、8）臨時スタッフ、9）交通費、通信印刷費等含むその他の費用。CEPは現地における間接費用は認めるが、本部におけるサポート費用は対象外としている。

<sup>52</sup> 2000年4月現在

- 援助受入国政府の公式要請に基づき、JICA負担で日本人専門家による技術協力も行われる。

### 3. JICAパートナー事業及び小規模パートナー事業

- 両スキームは30ヶ国の日本大使館及びJICA現地オフィスがある発展途上国を対象としており、  
　　ベトナム国も対象国に含まれている。
- プログラム対象分野は社会開発及び環境保護、そして知的関連サポートである。老人、障害者、  
　　児童福祉、健康・衛生改善、女性のエンパワーメント、生活環境改善、能力開発、地場産業育  
　　成、その他知識・技術普及に寄与する活動を含むコミュニティー開発に資金が割当てられてい  
　　る。
- 開発パートナー事業は次の予算項目を認める。1) 日本人プロジェクトスタッフの派遣費用、  
　　2) 現地スタッフ給与、車レンタル、消耗品、印刷、通信費を含む現地での事務的及び運営費、  
　　3) 事務所賃貸、4) セミナー及び研修、5) 施設、設備及び備品、6) 交通費、スタッフ研  
　　修の為の日当、7) 実行計画費用、8) 日本人スタッフ給与<sup>53</sup>、そして9) その他本部でのサポ  
　　ート費用を含む組織の事務・運営費用。

### 4. JICA技術協力

- JICAは実施機関として様々な方法で技術協力を行っている。日本そして途上国での技術訓練、  
　　専門家派遣等を通して技術やノウハウを移転している。また、その国の設備やインフラ発展の  
　　ために医療器具などを供与している。より総合的な支援方法は、技術協力及び、専門家派遣と  
　　設備の改善や資器材の供与を組み合わせたプロジェクト方式技術協力である。更にプロジェク  
　　ト実行前に、マスタープラン作成及びフィージビリティ調査などが行われる。

### 5. 一般無償資金協力

- 日本政府及び被援助国政府により締結された国際約束を基に支援が行われる。資金援助は基本  
　　的ニーズ（医療手当、人的資源開発等を含む）にあてられる。上記のように、ベトナム国  
　　は1999年にはエイズ予防プログラムに4千億米ドルの支援を受けている。

<sup>53</sup> パートナーNGOはそのスタッフを専任のプロジェクトマネージャとして常駐させるよう要求される。原則としてプロジェクトマネージャは日本人である。

## 6. 日本国際協力銀行 (JBIC)<sup>54</sup>

- 日本国際協力銀行は資金及びその他財政運営を通じて経済協力を推進する。長期低利貸付は主としてインフラ整備プロジェクトに割当てられるが、社会経済開発プロジェクトも対象となり得る。また、プロジェクト形成の段階では案件形成促進調査 (SAPROF)、プロジェクトの実施段階では案件実施支援調査 (SAPI)、及び事後評価やフォローアップでは援助効果促進調査 (SAPS) が実施される可能性がある。又、調査と合わせパイロット プロジェクトを実施することも試みられており、カンボディアのシアヌークビル港改修計画における案件はその一例である。

## 7. 国連ボランティア (UNV)

- ここ数年UNV-NGO協力制度の下で、UNVはNGOと共同で草の根レベルの開発協力活動に取り組んでいる。一般的にUNVは単年度ベースでNGOに派遣されるが延長も可能である。NGOのプログラムを実行するための人的資源として派遣されるだけでなく、国連との連携や協力に携わる。

## 8. 国際組織

- 国連の人造り基金 (JHRDF) はコスト共同負担基金でUNDPのプロジェクトにあてられる。それらのプロジェクトはUNDPの重点分野に既して発展途上国での人材開発に寄与する事を主眼とし、貧困撲滅、女性のエンパワーメント、環境保護、ガバナンス等を目的とする。直接費だけでなく人件費や管理費が予算項目として認められる。
- 国連の人間の安全保障基金 (HSF) は信託基金として、「人間の安全保障」、即ち「個々の人間の自由と彼らが十分に創造的で価値ある生活を送る可能性 (の推進)」をコンセプトに国連事務局の下に設立された。感染症や緊急支援を含む様々なプログラム分野を対象としている。直接費用を認めるが、本部における間接費やサポート費用は除外されている。
- 世界銀行の日本社会開発基金 (WBJF) は1997~1999年の経済財政恐慌の社会的影響を軽減する為に2000年6月に設立された。基金はすべての低・中所得国を対象とするが、アジアに特に力を入れている。

<sup>54</sup> 前日本輸出入銀行及び海外経済協力基金 (OECF) の合併による

- アジア開発銀行（ADB）の日本ファンドは2000年5月に設立され、メンバーである国々の貧困撲滅や社会開発活動に資金を提供している。

## 第二節 支援スキームを通じたマルチセクター プロジェクト の実施

### 1. マルチセクター パートナーシップの制度的支援

協力の枠組みやシステムづくりは、効果的に機能し始めるまでには相当の時間がかかる。そこで、これらの支援には、短期的に現れる効果を重視するスキームではなく、長期的視野から数年間支援の継続が保証される複数年度の支援スキームを活用することが重要である。さらに、このようなプログラムの費用の多くは資機材などにはかけられるのではなく、主に人材育成・キャパシティービルディングに要する人件費にかかる想定される。このような予算を認めるスキームは現在日本政府の二国間援助スキームの中には少ない。そこで、制度作り及びキャパシティービルディングを他のプロジェクトの一環としてくみこむ、または国際組織を通じて拠出される基金を活用することが適当であろう。

## 2. HIV/AIDSプログラムやプロジェクトを支援するスキーム

第四章に挙げたプログラムやプロジェクトの支援方法を日本政府の援助スキームの特徴や性質に鑑み、以下のようにとまとめた。

プロジェクト	目的	プロジェクトの活動	支援スキーム
a) ビジネス部門におけるHIV/AIDS予防のための法的枠組み	労働者のHIV/AIDS予防と健康改善に関する制度の整備	ビジネスセクターにおけるHIV/AIDS予防と管理に関する政府布告の発展させる 政府布告を実施するためのガイドラインを開発・適用する 現在の法律のもとにモニタリングと評価システムを確立する	JICA技術協力 JICA開発パートナー事業 JICA開発福祉事業 JHRDF、HSF、JSDF、JF
b) HIV/AIDS予防とケアのための企業との連携	持続可能なHIV/AIDS計画を 実行するためのビジネスセクター協力体制の整備	VBMAをよりニーズに合った組織に改革し、強化する VBMAを省や地区レベルで設立し、ネットワーク及び活動を広げる プログラム実行のためにモニタリングと評価システムを構築する ビジネスセクターにおけるHIV/AIDS対策のための技術的指導を行う組織を設立する プログラム活動とマネージメントについて地域・県レベルのVBMA職員に対してトレーニングを行う 国内及び海外におけるビジネスセクターのHIV/AIDS対策の経験を共有する	JICA開発パートナー事業 JICA開発福祉事業 JHRDF、HSF、JSDF、JF
c) 企業におけるHIV/AIDS対策におけるリーダーシップとイニシアティブ	ビジネス部門におけるHIV/AIDS予防と管理を効果的かつ継続的なものとする	企業がHIV/AIDS予防活動におけるリーダーシップを発揮する為の認識を促す HIV/AIDSに関する企業の規則や活動計画を立案に積極的に乗り出す環境をつくる ビジネスを認識する国内およびグローバルレベルにおいてHIV/AIDSの対策が効果をなしている事が認識されるような奨励金制度を設ける	JICA開発パートナー事業 JICA開発福祉事業 JHRDF、HSF、JSDF、JF
d) 行動改善活動に関する物資・技術的サポート	労働者に対するHIV/AIDS予防プログラムや治療・ケアサービスの質的向上	企業に対しHIV/AIDSプログラムを実行する為の資機材（コンドーム、教育資材など）を提供する 労働者においてHIV/AIDS予防に必要な情報提供を行う 企業がHIV/AIDSプログラムを計画・実行するための専門的なサポートを行う（管理や会計を含め） 企業におけるHIV/AIDSプログラムのモニタリング・評価を支援する	無償資金協力 草の根無償 JICA技術協力 JICA技術協力 JICA開発パートナー事業 JICA開発福祉事業 JICA小規模開発パートナー事業 JICA開発福祉事業 JBIC JHRDF、HSF、JSDF、JF

## 第6章 添付資料

### 添付資料1

調査マトリックス

### 添付資料2

訪問先団体一覧

### 添付資料3

現地調査の様子（写真）

### 添付資料4

企業のHIV/AIDS方針サンプル

### 添付資料5

企業のHIV/AIDS対策年間計画サンプル

### 添付資料6

参考文献・資料

## JICA民間提案型プロジェクト形成調査

ヴァイエトナム国の労働者におけるHIV/AIDS対策：  
マルチセクター パートナートシップに向けて

### I. 背景及び概要

課題	調査項目	情報源	データ収集方法
国の概要の把握	地理 気候 国民 歴史 経済 人口・保健	出版物 - UNDP - WBR - APIC WWW	文書レビュー

### II. 問題分析：ヴァイエトナム国におけるHIV/AIDSについて

課題	調査項目	情報源	データ収集方法
HIV/AIDSの現状の把握	疫学的データ 流行率 発生率 ハイリスク行動を取るグループのKAP	出版物 - UNDP - UNAIDS - NAC WWW	文書レビュー
労働者におけるHIV/AIDS状況の説明	労働条件 HIV/AIDSに関する予防、治療に関する法律 教育レベル・社会環境など STD/AIDSの発生率、流行率 労働者のニーズ	企業の管理職 労働者 出版物 - NAC	インタビュー 文書レビュー 調査 フォーカス・グループ・ディスカッション

Ⅲ. 労働者におけるHIV/AIDS問題への取り組み

課題：政府の政策とプログラム、国営・民営企業、ドナー、そして労働者をサポートするHIV/AIDS予防・ケアプログラムの実施団体・機関及びその効果

課題	調査項目	情報源	データ収集方法
HIV/AIDS取組みに関する方針・プログラムの概要： - 政府組織 (NAC, NASB, PAC, PHC, VCCIなど) - 大衆組織 (労働組合、青年同盟、婦人連合) - 国際NGO (CARE, FHI, DKT, PCなど)	- 組織方針・変遷 - プログラムの概要 - 目的/主な活動 - 受益者(対象者)数と地域 - アプローチ・方法 - 結果・インパクト、教訓 - 予算とドナー - スタッフのキャパシティ - STD/HIV/AIDSに関する法	- プロジェクト実施組織 - 雇用者及び主要関係者 (中間・上級管理職) - 労働者・プロジェクト参加者 - 関連組織の出版物 (プロジェクト文書含む)	インタビュー フォーカス・グループ・ディスカッション 文書レビュー
ドナーの重点課題 JICA, JBIC, 日本大使館 AusAID USAID UNAIDS	- 方針 - 支援額 - 優先分野	- プロジェクトマネージャ - 組織代表者 - 組織の刊行物	インタビュー 文書レビュー
HIV/AIDSに関する方針/活動 民営企業 ジョイントベンチャー 国営企業	- HIV/AIDSプログラムに投資する企業側の理由 - プログラムの認識と係わり合いのレベル - プログラムへの参加状況 - 教訓 - 持続可能なプログラムのためのキャンペーンに関する評価	- 雇用者 (中間・上級管理職レベル) - 労働者 - 経営方針などの文書	インタビュー 文書レビュー フォーカス・グループ・ディスカッション
労働者からの意見	- 労働者の参加レベル - KAP変容 - 参加したプログラムの嗜好 - 労働者から見たプログラムの効果	労働者 プログラム評価レポート	フォーカス・グループ・ディスカッション 主要人物インタビュー 文書レビュー

IV. マルチセクター パートナートシップを通じた労働者対象のHIV/AIDS対策への取組みの提案

1. キーポイント：職場でのHIV/AIDS問題への取組みとして、最も効果的で実行可能なマルチセクター間モデルの可能性とは何か

課題	調査項目	情報源	データ収集方法
マルチセクター間協力推進モデルの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 主要な関係者</li> <li>- 関係者のSWOT分析</li> <li>- 組織的枠組み・メカニズム</li> <li>- 実施団体</li> <li>- 任務と報告</li> <li>- 必要な資金・人材</li> <li>- モニタリング及び評価</li> </ul>	全ての情報源	集めた情報からアイデアを抽出
企業対象のプログラムをサポートする為の政府組織のモデルの作成（方針、法律及び規制など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 目標/目的</li> <li>- 戦略</li> <li>- アプローチ及び方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者</li> <li>- 雇用者（中間・上級管理職レベル）</li> <li>- 政府-NAC、PAC</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出
国営・民営企業のモデルの作成（方針改革、必要とされるKAP改善など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 目標/目的</li> <li>- 戦略</li> <li>- アプローチ及び方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者</li> <li>- 雇用者（中間・上級管理職レベル）</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出
企業対象のプログラムをサポートする為の大衆組織及びNGOのモデル開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 目標/目的</li> <li>- 戦略</li> <li>- アプローチ及び方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者</li> <li>- 雇用者（中間・上級管理職レベル）</li> <li>- NGO</li> <li>- 大衆組織（TU、YU）</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出
ドナーによる技術及び資金的サポートを樹立する為のモデル開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 目標/目的</li> <li>- 戦略</li> <li>- アプローチ及び方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用者（中間・上級管理職レベル）</li> <li>- 政府-NAC、PAC</li> <li>- ドナー及び特別機関</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出

2. キーポイント：日本のODAを通じて行われるプログラム/プロジェクト案は何か

課題	調査項目	情報源	データ収集方法
マルチセクター間協力推進の為のプログラム/プロジェクトアイデアの開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 目標/指標</li> <li>- 実施戦略</li> <li>- アプローチ及び方法</li> <li>- 主な活動</li> <li>- 共同モニタリング及び評価 戦略</li> <li>- SWOT分析 of 関係者及び適する実施団体</li> <li>- 必要な資金・人材</li> <li>- パートナershipp (役割及び責任所在)</li> </ul>	全ての情報源	集めた情報からアイデアを抽出
企業を支援する為のプログラム/プロジェクトアイデアの開発 (方針、法律及び規制など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 目標/指標</li> <li>- 実施 戦略</li> <li>- アプローチ及び方法</li> <li>- 主な活動</li> <li>- モニタリング及び評価方法</li> <li>- 実施団体</li> <li>- 必要とされる資金・人材</li> <li>- パートナershipp</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者</li> <li>- 雇用者 (中間/上級管理職レベル)</li> <li>- 政府 (NAC, PAC)</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出
国営・民営企業へのプログラム又はプロジェクト アイデアの開発 (方針改革、KAP改善など)	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者</li> <li>- 雇用者 (中間/上級管理職レベル)</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出
直接NGO及び大衆組織が行う労働者レベル対象のプログラム/プロジェクトのアイデア開発 (IECなど)	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 労働者</li> <li>- 大衆組織及びその他のプログラム実施機関・組織</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出
ドナー及び特別機関による、技術及び資金的サポートを樹立する為のプログラム/プロジェクトアイデアの開発	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用者 (中間/上級管理職レベル)</li> <li>- 政府-NAC, PAC</li> <li>- ドナーと専門組織 (プロジェクトマネージャ、組織代表者)</li> </ul>	集めた情報からアイデアを抽出

3. キーポイント：提案を実行し結果を得るにはどのようなキャパシティー ビルディングが必要か？

課 題	調 査 項 目	情 報 源	データ収集方法
プログラムを開発・実行するために必要なキャパシティー ビルディングイニシアティブの開発	- 提案実施の為に必要なキャパシティー - 現時点キャパシティー - キャパシティーギャップ/トレーニングの必要性 - キャパシティー ビルディング/訓練プログラム	上記から分析	集めた情報からアイデアを抽出
大衆組織のキャパシティー ビルディング計画	同上	上記から分析	集めた情報からアイデアを抽出
企業管理者などのキャパシティー ビルディング計画	同上	上記から分析	集めた情報からアイデアを抽出
政府組織のキャパシティー ビルディング計画	同上	上記から分析	集めた情報からアイデアを抽出

V. HIV/AIDS対策を支援するための日本のODAスキーム活用についての提案

課 題	調 査 項 目	情 報 源	データ収集方法
日本政府による援助スキームの分析	- 日本大使館を通じてのスキーム - JICAを通じてのスキーム - JBICを通じてのスキーム - MOFAを通じてのスキーム - UN, WB, ADB (日本のODAにより融資) など国際機関を通じてのスキーム	- 日本大使館 - JICA, JBIC - MOFA - MOH - APIC - ヴィエトナム国経済調査センター	- インタビュー - 文書レビュー
提案されたプログラム/プロジェクトと適するスキームとのマッチング	- プロジェクトアイデア - 援助スキーム		

## ヴェトナム国現地調査訪問団体一覧

## 二国間・多国間援助機関

- AusAID
- Embassy of Japan in Viet Nam
- Japan Bank for International Cooperation (JBIC)
- Japan International Cooperation Agency (JICA) Viet Nam Office
- JICA Reproductive Health Project in Nghe An Province (meeting in Hanoi)

## 国際NGO

- CARE International Ha Noi Representative Office, Ho Chi Minh City Project Office
- DKT International Viet Nam Office
- Family Health International Viet Nam Office
- Population Council Viet Nam Office

## ヴェトナム国政府機関

- National AIDS Committee of Viet Nam
- Viet Nam Chamber of Commerce and Industry
- Ho Chi Minh City Provincial AIDS Committee
- Ho Chi Minh City Trade Union
- Ho Chi Minh City Youth Union
- Dong Nai Provincial AIDS Committee
- Can Tho Provincial AIDS Committee
- Can Tho Provincial Trade Union
- Can Tho Department of Labour, Invalids and Social Affairs
- Can Tho Dermatology and Venerology Center

## 企 業

- Ngoc Ha Company management and IEC workers (state owned shoe company)
- Hai Ha Kotabuki management and IEC workers (Japan-Viet Nam joint venture confectionery company)
- Baulderstone Hornibrook Company management (Australian construction company)
- Dong Nai Rubber Company management (state owned company)

## 労働者

- Ngoc Ha Shoe Company workers
- Hai Ha Kotobuki Company workers
- Workers at My Thuan Bridge Project (implemented by Co. Baulderstone Hornibrook)
- Dong Nai Rubber Corporation workers
- Commercial Sex Workers in Can Tho Province



調査メンバーとホーチミン市PAC



カントー省DOLISAとの会議



ノックハーフシューカンパニー (Ngoc Ha Shoe Company)



マネージャーとの  
インタビュー



職場の様子



IECトレーナーとの  
インタビュー





ハイハー コトブキ カンパニー  
(Hai Ha - Kotobuki Company)  
工場労働者とのグループディス  
スカッション

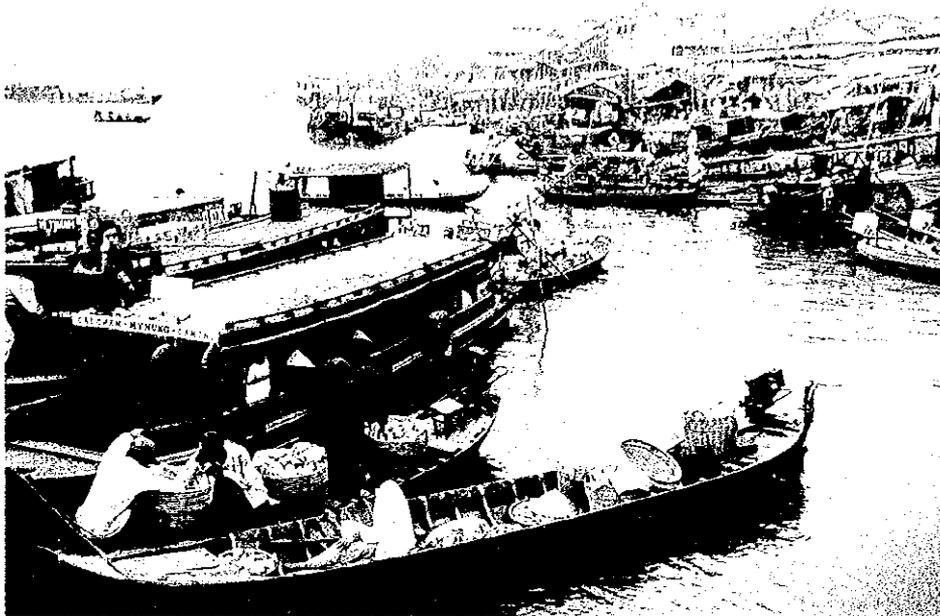


ドンナイ ラバー カンパニー  
(Dong Nai Rubber Company)  
労働者とのディスカッション

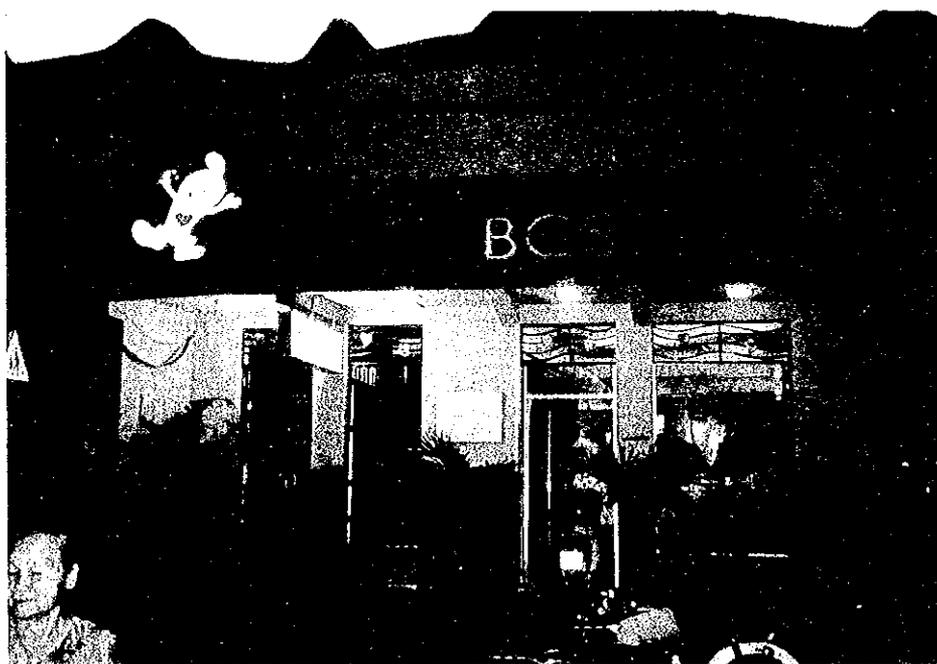


ミートウン橋プロジェクト  
労働者とのグループディス  
カッション





メコンデルタ（カントー省）の様子



コンドームカフェ（ホーチミン市）



## 企業のHIV/AIDS方針サンプル

### Content of Policy on Preventing and Managing HIV/AIDS in the Workplace

#### Article I. The implementation of HIV/AIDS prevention education in the company

1. The company will provide education on HIV/AIDS for all employees.
2. The company will allow Information Education Communication (IEC) officers to organise seminars on HIV/AIDS and provide advice to employee of the company during working hours. Each employee is allowed to attend HIV/AIDS prevention sessions for at least two hours per year. The schedule for conducting seminars on HIV/AIDS will be included in the monthly working plan of the workshop.
3. Condoms will be made available by the company for employees. The cost for condom distribution will be covered by workers.
4. The company will continue to collaborate and liaise with other organisations such as the District People's Committee, District AIDS Committee, District Health Centre, National AIDS Committee, Viet Nam Chamber of Commerce and Industry and CARE International in Viet Nam.
5. The company will provide financial and human resources to conduct the prevention programme.
6. Employees are responsible for their participation in HIV/AIDS prevention activities and may need to contribute some money for HIV/AIDS prevention programme as required.
7. The company will set up a donation fund to help People Living With HIV/AIDS. This fund will be contributed to by the company and their employees.
8. Employees who attend the seminars on HIV/AIDS are responsible for educating their friends, colleagues and family members on HIV/AIDS prevention.

#### Article II. Testing for HIV

1. Applicants for a job in the company do not need to have an HIV test. HIV testing is only done for applicants to special sectors, which are stipulated by government regulations.
2. HIV testing for employees is voluntary.
3. If the health centre needs to obtain blood samples from people who display possible risk behaviours such as injected drug users or part-time prostitutes, they will be obliged to cover the costs for the test.
4. The company will work with the counseling service to make sure that employees are provided with pre and post test counseling sessions. The address and working hours of the service will be provided. The company will pay for this service.
5. Results of the test will be confidential. People maintaining records of the results are the Secretary of the Party, Director, and Doctor of the company.
6. The worker will be informed within one week of their HIV status by the Doctor.

### **Article III. Confidentiality**

Results of HIV blood tests will be kept confidential and only maintained by those listed in points 5 of Article II above. If the information is disclosed and leads to discrimination, the person who disclosed the information will be made responsible for their mistake. The discipline for their mistake will be blamed to warning depending on the harm caused to PWHA.

### **Article IV. Avoiding discrimination against HIV positive employees**

#### *Procedures against discrimination*

1. To avoid discrimination against HIV positive workers, employees will be educated about ways to prevent HIV transmission. Therefore, in the case that guaranteed confidentiality is not guaranteed, co-workers will be less likely to demonstrate discrimination because they will be more informed about risk avoidance.
2. The company promotes care and support for PWHA.

#### *Procedures for dealing with discrimination occurring in the company*

1. Each complaint will be dealt with fairly and quickly.
2. Organise a meeting amongst Directors and representatives of mass organisations.
3. Directors meet and console people who are discriminated and look for solutions.
4. Directors meet with co-workers to enable them to console and help people who are being discriminated.
5. People who discriminate against PWHA will be disciplined.

### **Article V. Work conditions for HIV positive employees**

1. An employee who is HIV positive will receive fair treatment and respect like any other employees in the company.
2. An employee who is HIV positive will continue working and will not be separated from other employees.
3. The company will make adjustments within the workplace and schedules to suit the health of the HIV positive employees. If it is necessary, HIV positive employees will be transferred to less strenuous work at a later stage.
4. HIV positive employees will receive sick leave like other employees in accordance with Labour Code.
5. The company will liaise with counseling services to introduce HIV positive employees and their family members to counseling, if requested. The address and operating hours of the counseling service will be provided by the company. The company will cover costs of this service, if required.
6. The company will financially contribute to the cost of examinations and treatment for the opportunistic diseases of HIV positive employees.

## **Article VI. Responsibility of HIV positive employees**

1. The HIV positive employees is responsible for attending seminars on HIV/AIDS and getting information on HIV/AIDS prevention.
2. The HIV positive employees are encouraged to prevent any transmission, by not donating or giving blood, organ, semen to others; to use condoms during sexual intercourse and not to share unclean syringes or needles with others.
3. The HIV positive workers are encouraged to keep themselves as healthy as possible, so as to maintain quality of life.
4. If the employee is injured at work, resulting in the loss of blood, remind the health worker to use universal precautions if he or she is not doing so.

## 企業のHIV/AIDS対策年間計画

### Operation Planning for HIV/AIDS Prevention in Hai Ha Kotobuki Confection Company - from July to December 1999

#### Objective 1

By June 1999, the company's steering committee on AIDS prevention will be established and their policy on HIV/AIDS management finalised.

Item	Activities	Time	Responsible Persons	Budget	Expected Outcomes
1	Finalise the policy	May 15	Ms An – Workshop Manager	None	Liaise with CARE
2	The Director of Board approves the policy	May 30	Ms Binh – Deputy General Director	None	The Policy is approved
3	Disseminate the Policy for the employees through the trade union network within the Company	June 30	Mr Dung – Office Manager	-	The Policy is printed and distributed to the employees through trade union teams
4	Establish the Steering Committee	June 10	Ms Binh – Deputy General Director	-	The list of members of the Steering Committee is sent to CARE
5	Steering Committee meeting to reach an agreement and implement the plan for the last 6 months of 1999	June 30	Ms Binh – Deputy General Director	-	The plan is presented and agreed

**Objective 2**

By October 1999, 80 % of employees of the company have attended training session on HIV/AIDS.

Item	Activities	Time	Responsible Persons	Budget	Expected Outcomes
1	Conduct 4 Training sessions for employees in each month	May – Oct. 1999	Ms An – Workshop Manager	540,000 VND (VND x 18 sessions)	18 sessions for 180 workers in the Company
2	Provide information on HIV/AIDS in monthly newsletters	May – Dec.1999	Ms Xuan – Workshop Manager	None	The newsletter is updated monthly
3	Distribute condoms to employees	May – Dec.1999	Ms Tuyet – IEC Officer Mr Thanh – IEC Officer	None	5 boxes of condoms are distributed to employees Write monthly reports on condom consumption
4	Regular direct communication on HIV/AIDS for those who need the information	May – Dec.1999	IEC Officer Team	None	Monthly reports
5	Conduct meetings to respond to World AIDS Day on December 1	Dec. 1, 1999	Ms An – Workshop Manager	VND 150,000	Meetings, slogans, bulletin boards, etc.
6	Buy communication documents (book, video tape)	June, 1999	Ms An – Workshop Manager	VND 100,000	Books, tape

**Objective 3**

Maintain and strengthen AIDS prevention according to the Operation Plan.

Item	Activities	Time	Responsible Persons	Budget	Expected Outcomes
1	Steering Committee meeting to develop AIDS prevention plan for the year 2000	Nov. – Dec. 1999	Ms Binh – Deputy Director General	None	AIDS prevention plan for the 2000
2	Evaluation Report	Nov. 1999	Ms An – Workshop Mnager	-	Evaluation Report for AIDS prevention activities in 1999
3	Plan budget for AIDS prevention activities in the year 2000	Nov. 1999	Ms Binh – Deputy Director General	-	Financial plan for AIDS prevention for the year 2000
4	Collect contribution for the fund	Dec. 1, 1999	Ms An – Workshop Mnager	-	Reports
5	Manage and co-ordinate AIDS prevention fund within the Company	June – Dec. 1999	Ms An – Workshop Mnager	-	Maintain cash-book for AIDS prevention fund within the company

## 参考文献・資料

1. Baulderstone Hornibrook, Maunsell PTY Ltd, Norconsult International, *My Thuan Bridge Project Vietnam- Tender document*, December 1996
2. Can Tho Province DoLISA, *Report on the Social Evil Situation*, July 2000
3. CARE International in Viet Nam, *Assessment among Business Managers Participating on AIDS Education in the Workplace*, Working with AIDS Project 2000
4. CARE International in Vietnam, *An Audience Analysis of Employees and Managers Knowledge and Understanding of and Attitudes Towards HIV/AIDS and Its Management in the Workplace*, Project "Working With AIDS 1997-2000" funded by AusAID, 1999
5. CARE International in Vietnam, *Report on the Assessment of Needs among the Workers at Pou Yuen Factory*, Funded by Timberland Ltd, 2000
6. CARE International in Vietnam and CARAM Asia and Ho Chi Minh City Youth 's Publishing House, *Gooneratne et all 1994, Weerakoon 1997 in: Nguyen Nguyen Nhu Trang, The Reality-Vietnamese Migrant Workers in South Korea*, 1999
7. FASID, *A KAP Study in Ho Chi Minh City*, correspondence course of FASID HIV/AIDS Management Course 2000, November 2000
8. FASID, *Tackle in AIDS Control of Vietnamese Government*, correspondence course of HIV/AIDS Management Course 2000, November 2000
9. <http://www.fhi.org/en/aids/impact/strategy/response.html>
10. <http://www.geocities.com/Heartland/6879/vietnam.html>
11. <http://www.limsi.fr/Recherche/CIG/economy.htm>
12. <http://www.popcouncil.org/horizons/AIDSquest/about.htm>
13. <http://www.un.org.vn/undocs/cca1999/ccamain.pdf>
14. <http://www.undp.org.vn/efault.htm>
15. <http://www.vietnambynet.com/Vietnam/People.asp?SnID=1616502138>
16. [http://www.vietnamtourism.com/e\\_pages/e\\_index.htm](http://www.vietnamtourism.com/e_pages/e_index.htm)
17. NABS, *Vietnam's National HIV/AIDS Programme HIV/AIDS Country Profile*, Hanoi, May 2000
18. Snowy Mountain Engineering Corporation Limited, Mac Millan, *Britton and Kelly PTY LTD, ACFR Wargon Chapman and PPK International, My Thuan Bridge Project Feasibility Study on the Environment and Social Impact*, July 1995.
19. UNAIDS, The Global Business Council on HIV & AIDS, The Prince of Wales Business Leaders Forum, *Response to HIV/AIDS, Impact and Lessons Learned*, 2000
20. UNAIDS, *Progress Report*, 1999
21. World Bank, *Confronting AIDS: Public Priorities in a Global Epidemic*, 1997
22. World Bank, *Investing in Health Report*, 1993











LIE